

議案第 5 3 号

お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に関する調停に応ず
るについて

市は、お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に関する調停に応
ずるについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、
議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

1 調停の相手方

住所 宇治市広野町寺山 1 0 8 番地

氏名 株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク

代表取締役 林 隆志

2 調停の趣旨

市は、令和 3 年 6 月 1 2 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までのお茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に関し、新型コロナウイルス感染症の影響による補償として、上記の者に対し、次項の補償金を支払い、上記の者はこれをもって、令和 3 年度本件事業に係るその余の請求を放棄する。

3 調停に基づく補償金

2 1 , 4 2 4 , 9 3 3 円

(提案理由)

お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に関する調停に応ずるため、提案するものであります。